

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第10号

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年鴨川市規則第33号)
の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表級別基準職務表8級の項職務の欄を次のように改める。

参事

別表第2ア行政職給料表級別職務区分表市長事務部局の項8級の欄を次のように改める。

参事

別表第2ア行政職給料表級別職務区分表議会事務部局の項8級の欄中「事務局長」を削り、同表教育委員会事務部局の項8級の欄中「教育次長」を削り、別表第2ウ医療職給料表(一)級別職務区分表市長事務部局の項2級の欄及び3級の欄を次のように改める。

副院長	病院長
	医療参事

別表第2エ医療職給料表(二)級別職務区分表市長事務部局の項3級の欄、4級の欄及び5級の欄を次のように改める。

主任管理栄養士	主任管理栄養士	技師長
主任技師	主任技師	係長
		科長
		主査

別表第2エ医療職給料表(三)級別職務区分表市長事務部局の項3級の欄、4級の欄及び5級の欄を次のように改める。

主任保健師	科長	保健師長
主任看護師	主査	看護師長
副科長	主任保健師	局長
主任准看護師	主任看護師	係長
保健師	主任准看護師	主査
看護師		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。